

議案第 79 号

羽曳野市ファイン推進基金条例の一部を改正する条例  
の制定について

羽曳野市ファイン推進基金条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

羽曳野市ファイン推進基金に積み立てられた寄附金を本市が実施する保健福祉事業の資金に充てることができるよう、当該基金の使用目的を拡充するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市ファイン推進基金条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市ファイン推進基金条例(平成4年羽曳野市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「援助すること」の次に「及び本市の保健福祉事業の資金に充てること」を加える。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

羽曳野市ファイン推進基金条例 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 地域における保健福祉を積極的に推進するため、民間活動の活発化を図りつつ地域の特性に応じて立案・実施された施策を資金面から援助すること及び<u>本市の保健福祉事業の資金に充てることを目的として羽曳野市ファイン推進基金(以下「基金」という。)</u>を設置する。</p> <p>以下省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地域における保健福祉を積極的に推進するため、民間活動の活発化を図りつつ地域の特性に応じて立案・実施された施策を資金面から援助することを目的として羽曳野市ファイン推進基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>以下省略</p>